

商品概要説明書

教育ローン「大すき！島根」

(令和6年4月1日現在)

商品名	教育ローン「大すき！島根」
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上の方。</p> <p>○教育施設(修業年限が 6 か月以上(外国の教育施設は 3 か月以上)で、中学校卒業以上のものを対象とする次の教区施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <ul style="list-style-type: none">a 大学、大学院(法科大学院など専門大学院を含む)、短期大学b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部d その他職業能力開発校などの教育施設 <p>○原則として居住実態が確認できる方(申出のあった住所の確認ができることとします。)</p> <p>ただし、自営業者の方(非農業者に限ります。)については、ご本人またはご家族の持家であることとします。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から 2 か月以内にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">① 教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。② アパートの家賃等 <p>○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。</p> <p>○事業資金に関するものは資金使途対象外とする。</p>
借入金額	○5 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○据置期間を含む 6 か月以上 15 年以内とします。</p> <p>○据置期間は貸付対象子弟の卒業予定年月の末日までの範囲とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日のパーソナルプライムレート I を基準に決定し、それぞれ翌月の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p>

	<p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレートⅠ）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内（1万円単位）とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率0.35%～0.50%）をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士</p>

	<p>会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付対象ご子弟がさらに上級の学校に進学する場合には、乗り換え貸付をすることができます。 ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A しまね